

令和元年度新宿区外部評価委員会第2部会 第5回会議概要

<開催日>

令和元年7月30日（火）

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（4名）

大島英樹、鶴巻祐子、長崎恵子、鱒沢信子

事務局（4名）

行政管理課長、池田主査、横山主任、原田主任

<説明者>

教育調整課長、教育指導課長、教育支援課長、学校運営課長

<開会>

【部会長】

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年度第5回新宿区外部評価委員会第2部会を開催します。

本日は、外部評価の実施に当たり、お手元の次第のとおりヒアリングを実施します。

委員の皆様には、外部評価チェックシートが配られていますので、適宜、メモ等を書き込んでください。

それでは、ヒアリングを実施します。

本日は、教育委員会事務局の皆様に出席いただいています。

前回に引き続き、個別施策Ⅰ－5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」について、個別施策を中心に総合的な視点でヒアリングを実施します。

はじめの20分程度で、施策評価について評価や取組内容、取組方針など、内部評価シートの説明をお願いします。その後、残りの時間で各委員から質問をさせていただきます。

それでは、説明をお願いします。

<事業説明>

個別施策Ⅰ－5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」

（説明者：教育調整課長）

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、質疑に入らせていただきたいと思います。前回ヒアリングを実施できなかった計画事業32「東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進」及び計画事業33「国際理解教育及び英語教育の推進」についての質疑から始めたいと思います。

まず、計画事業32「東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進」についての質問をお願いします。

【委員】

ご説明にもありましたが、施策評価シートの「取組の方向性」欄に「中学生のボランティアマインド」という記載があります。このボランティアマインドの育成ということについては、本事業の取組にも含まれるものではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【教育支援課長】

中学生のボランティアマインドの醸成については、中学校の生徒会が主体的に企画運営するボランティア事業を教育委員会が支援するということを、令和元年度より、新規事業として実施する予定としています。既に、各中学校に周知をして、令和元年9月中旬までに企画を出していただくという流れで、現在、進めているところです。

ご指摘いただきましたように、ボランティアマインドというものについても、本事業におけるレガシーとして継続していくべきものだと考えています。令和元年度においては、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進事業に位置づけています。

【部会長】

前回のヒアリングの際に、関連事業として経常事業206「創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進」を説明いただきました。この中に「ボランティアマインド」という言葉が出てくるのですが、具体的にどのような取組をしているのか教えてください。

【教育指導課長】

経常事業206における創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育は、東京都教育委員会からの委託を受けて実施しているものです。各学校に配置された予算の中で、外部のオリンピックやアスリートを講師として招聘し、「4つのテーマ」（オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境）について取組を進めています。

ボランティアマインドについては、学校に招聘した講師を通して、ボランティアマインドについて触れていただくことになっています。ボランティアマインドということについて単独で実施しているものではありませんが、講師のお話を通して、子どもたちにボランティアの考え方を深める機会などを説明しています。

【委員】

枝事業①「英語キャンプの実施」について質問です。平成30年度は、小学校は93名の参加があったとのことですが、内訳としては、全ての小学校から参加しているのでしょうか。

また、自ら申し込んで参加するものですので、英語に興味のある児童が参加するのではないかと思います。英語に興味がない児童に向けた取組は何かしているのでしょうか。

【教育支援課長】

英語キャンプの参加者については、平成30年度は、参加者のいない学校が4校あります。しかし、平成28年度から英語キャンプを開始していますが、これまでに参加者が全くいない学校はありません。また、平成28年度は、参加者の定員が50名でしたが、多くの児童に応募いただいたため、平成30年度は定員を96名に拡大して実施しました。そのため、希望する児童については、全員参加できている状況になっています。

英語キャンプは、希望制ということになりますので、関心のない児童については、なかなか申込みに至らないという状況はあります。しかし、小学校の全学年にALT（外国人英語教育指導員）を配置し、小学校1年生から英語に親しむ機会を設けたり、創意工夫ある教育活動の中で英語教育の推進を行ったりしています。このように、英語への関心を更に高めるための取組は、学校においても日常的に実施しています。

【教育指導課長】

先程、経常事業206「創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進」のボランティアマインドについての質問がありましたが、補足説明をさせていただきます。

各学校では、これまでも地域清掃等の取組を進めていましたが、今回、創意工夫あるオリンピック・パラリンピック教育を実施するに当たり、改めて、各学校が取り組んでいたボランティア活動を計画的、継続的に行うということを位置付け、取り組んでいるものです。具体的には、地域清掃や地域行事への参加、障害者施設、高齢者施設等でのボランティア活動など、それぞれの学校で工夫しながら進めています。このような取組を含めて、ボランティアマインドの醸成としています。

【部会長】

枝事業②「伝統文化理解教育の推進」についての質問です。

スポーツが得意ではない児童・生徒は、オリンピックをどのように迎えるのかということの取り扱いが難しいのではないかと感じています。その中で、スポーツが得意でない児童・生徒も取り組めるものとして伝統文化ということがあるのではないかと思います。そのような、スポーツが必ずしも得意ではない児童・生徒に対しては、どのような取組を進めていくのかということを教えてください。

【教育支援課長】

計画事業32「東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進」の枠組みの中に、枝事業②「伝統文化理解教育の推進」が位置付けられていますが、オリンピックを契機として、改めて自国の文化に誇りを持ち、それを国際交流、国際理解を深めながら発信していくという観点で計画事業として取り組んでいるところです。児童・生徒が海外から来た方との交流を通して、コミュニケーション能力を養いながら自国の文化について発信できるようにすることを目的に取組を進めています。

【教育指導課長】

現在、各学校において「世界ともだちプロジェクト」という取組を進めています。これは、東京都教育委員会で各学校に参加国を指定し、その国の文化を学校ごとに知っていこうという取組です。学校ごとに指定される国は異なりますが、これらの国の文化・歴史を学ぶことを通して、より広く世界の多様性等を知る機会となっています。地域の留学生や外国人、インターナショナルスクール、大使館等との交流など、様々な取組が想定されており、区においても、大使館との交流等が進められているところです。

【部会長】

ほかに質問はよろしいでしょうか。

では次に、計画事業33「国際理解教育及び英語教育の推進」についての質問をお願いします。

【委員】

本事業の取組内容として、英語教育に特化しているのではないかという印象を受けますが、多様な文化が共生する新宿において英語という言語だけで良いのか、英語教育に関する取組のみで国際理解教育の推進といえるのか、ということが疑問に感じます。日本語を通してできる国際理解教育もあると思いますので、その点についてご説明をお願いします。

また、関連事業として経常事業212「外国人英語教育指導員の配置」の説明がありました。中学校へのALTの配置等の取組は、既に経常事業化されていますが、将来的には、小学校へのALTの配置等の取組も経常事業化する予定なのでしょうか。

【教育支援課長】

本事業については、英語教育の推進が事業の中心に位置付けられていますが、事業としては、国際理解を深めていくということが大きな目的ですので、決して英語だけに限った事業というわけではありません。ALTの活用により、多様な外国の文化や生活に触れる機会となっています。

また、計画事業32「東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進」における英語キャンプについても、プログラムの中で扱う言語は英語になりますが、参加するネイティブスピーカーは様々な国の方で構成されていますので、それぞれの国の紹介をしたり、料理の話をしたり、外国のゲームをしたりするなど、幅広い国際理解を深める取組になっています。多様な取組を通して幅広い国際理解を深めていくためには、コミュニケーション能力が非常に大切になります。そのことを前提に、英語教育を推進し、英語を使ったコミュニケーションを通して、様々な国の方との交流を進めていこうということが事業の狙いになっているところです。

また、地域の日本語学校や様々な機関との交流も各学校で行っており、英語だけに限られない、日本語も含めたコミュニケーションを通じて、国際理解を深める教育を日頃から行っています。

小学校へのALTの配置等の取組については、現在は、第一次実行計画事業の中で実施しているところです。今後、経常事業化していくか否かについては、第二次実行計画の策定に向け

て検討していきます。

【部会長】

ほかに質問はよろしいでしょうか。

それでは、經常事業についての質疑に入りたいと思います。個別施策Ⅰ-5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」を構成する經常事業について、質問のある方はお願いいたします。

【委員】

經常事業214「学校支援体制の充実」についての質問です。hyper-QUは、小学生について4年生から6年生を対象に実施したとのことですが、なぜ1年生から3年生は対象になっていないのでしょうか。

【教育指導課長】

hyper-QUは、クラスになじんでいるか、友達ができているか、相談ができるかなど、児童・生徒のクラスの中での居心地の良さを図るためのアンケートです。hyper-QUを小学校1年生から3年生の低学年に実施する場合には、アンケート項目を少しずつ説明していくという手順が必要になってくるものと思われます。そうした場合、教員が説明することで、必ずしも生徒の素直な回答が得られない可能性もあるのではないかという懸念があります。そのため、全体実施の対象は、小学校については4年生から6年生としています。

ただし、学校によっては、hyper-QUの実施が低学年にも効果として有効であると認めているところもあり、区内約10校では、小学校1年生から3年生も対象にしてhyper-QUを実施しているところです。

hyper-QUについては、アンケート調査を行うことで、その結果を組織的に分析することを狙いとしています。アンケート結果に基づき、児童・生徒に対してどのようなアプローチをしていくかということを検討していきます。学校によっては、小学校1年生と4年生の教員がペアを組んで結果を分析するなど、工夫をして取り組んでいます。組織的な対応をしていくための取組となっていますので、区としては、小学校4年生以上を対象に実施しているものです。

【委員】

經常事業218「特別支援学級等の運営（小・中学校）」についての質問です。經常事業取組状況シートに、課題として「対象児童（生徒）数の増加に伴い、体制の充実が必要です。」との記載があります。先日ヒアリングを実施した計画事業25「一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進」の中で、中学校特別支援教室を全校で開設すること、校長先生との意見交換を通して課題の共有を図っていること、ICT活用を推進していくことについて説明いただきましたが、この3点以外に体制の充実に向けた取組は何かあるのでしょうか。

【教育支援課長】

体制の充実については、ご指摘のとおり、先日説明した3点が基本になっています。

令和元年度に全区立中学校にまなびの教室を開設しましたので、今後は、その検証を重点的

に進めていくことが大きな課題になっています。また、特別支援教育該当者の保護者を委員とした特別支援教育推進委員会を年3回開催しています。この会議でいただいたご意見も参考にしながら、今後の取組について検討していきたいと考えています。

【委員】

経常事業219「就学支援委員会の運営」についての質問です。経常事業取組状況シートに、課題として、「就学支援委員会での審議結果と異なる就学先を選択する場合もあり、学校入学後も関与するケースも増えています。」と記載がありますが、具体的な内容について教えてください。

【教育支援課長】

平成30年度の実績としては、知的の特別支援学級が適とされた方のうち通常学級を選択した方が、小学校は45.8%、中学校は16.7%となっています。また、特別支援学校が適とされた方のうち通常の学校を選択した方が、小学校は45.5%いました。

小学校で特別支援教育が適と判断されても、まだその段階では児童の様々な可能性を踏まえて、もう少し様子を見たいという保護者の意見も多く耳にしています。そのような保護者の方については、通常学級や特別支援学級に入った後においても、学校と連携を図りながら児童の状況を十分把握をして、入学後も丁寧に関わりを進めているところです。

【委員】

経常事業222「奨学資金の貸付」についての質問です。経常事業取組状況シートに、課題として、「奨学資金の応募者が近年減少しているため、積極的に広報・周知活動を行う必要があります。」との記載がありますが、予算の執行率は71.9%となっており、成果を上げているのではないかと思います。この事業経費については、奨学資金そのものではなく、奨学資金貸付に係る経費を計上しているということなのでしょうか。

また、5名の採用に対し3名の辞退者がいたとのことですが、辞退の理由が分かれば教えてください。

【教育調整課長】

奨学資金は、国や都においても給付型の助成金があります。授業料については、国の制度として就学支援金という給付型の奨学資金があり、都の制度として授業料軽減助成金というものがあります。これらを活用すると、私学の場合、最高で年額44万2,000円の給付型の助成が受けられることになります。授業料以外については、都の制度として奨学給付金があり、最高で13万8,000円の助成を受けることができます。

区が実施している貸付型の奨学資金の採用者のうち3名が辞退しています。理由としては、国や都で実施している給付型の奨学資金を利用した上で、不足する部分について区の貸付型の奨学資金を利用してはどうかという案内をしたところ、給付型の奨学資金のみの利用で済んだという形になります。

奨学資金の貸付については、予算の範囲内で行っているものです。貸付金の額は、国公立の場合は年額21万6,000円、私立の場合は年額35万円となっており、入学前の準備金として、国

公立の場合は10万円、私立の場合は20万円というものもあります。これらの組み合わせにより、予算の範囲内で貸し付けられる人数に対し貸付を実施しており、その実績が事業経費の内訳となっています。

【委員】

経常事業237「学校保健の管理運営（小・中学校）」についての質問です。小児生活習慣病予防健診は、何名の児童・生徒が受診しているのでしょうか。また、受診後の指導はどのように行っているのでしょうか。

様々な場面で子どもたちを見る機会があるのですが、肥満傾向の子どもが多く見受けられます。小児の生活習慣病が大人になっても継続するという可能性を考えると、日常的な学校の健康診断の中で、ローレル指数が高い児童・生徒に対して小児生活習慣病予防健診の受診を勧奨しているのかということも含めて教えてください。

【学校運営課長】

小児生活習慣病予防健診に実績としては、小学校で約100名の児童が受診しており、中学校約40名の生徒が受診しています。全体の割合では、小学校では約2%、中学校では約1%の児童・生徒が受診をしています。

ご指摘のとおり、生活習慣病が心配される児童・生徒は多くいます。しかし、定期健診でそのような診断をすると、同級生から何を言われるか分からないということもあり、現在は、検診で腹囲を計測していないという状況です。小児生活習慣病予防健診については、6月下旬から7月上旬にかけて各学校を通して受診の勧奨を行い、夏休みに受診するという形になります。受診後の対応としては、医療指導必要者に対し医療機関を紹介したり、栄養指導必要者を保健センターへつなげるたりするなどの取組を行っているところです。

また、学校医部会、医師会の医師からももう少し気軽に実際の状況を確認できるようにすることが大事であるという指摘もいただいていますので、令和元年度より、案内チラシに腹囲を図って体重、身長などから家庭ですぐに数値を出せるような簡易な表示を掲載しています。本事業は、学齢期の子どもの健康を守る大切な事業であると認識していますので、引き続き、多くの児童・生徒が受診できるよう勧奨等を続けていきたいと思います。

【委員】

経常事業221「教育委員会の運営」についての質問です。教育委員会の活動として、保護者代表者との懇談会の実施というものがあるのですが、保護者代表者とはどのような方なのでしょうか。

【教育調整課長】

保護者代表者の方は、具体的には、小・中学校のPTA連合会や協議会の役員の方となります。年に1回、2月頃に懇談会形式で実施をしているものです。

【委員】

経常事業224「学校情報公開制度の運営」についての質問です。学校文書廃棄処理委託の12,370kgという数値が、多いか少ないかという判断はできないのですが、紙ベースの学校文書

については削減に努めているのでしょうか。

【教育調整課長】

各学校においては、ＩＣＴ等の活用により、できる限りペーパーレスに取り組んでいるところです。しかし、児童・生徒への配布資料など、様々な形で紙ベースでの書類、資料等は存在している状況です。紙ベースでの資料等については、極力減らしていくという取組を各学校に協力していただいている状況です。

【委員】

経常事業232「義務教育教材整備（小・中学校）」についての質問です。小学校1校に陶芸窯を整備したという実績がありますが、教材整備における優先付けはどのようにしているのでしょうか。

【学校運営課長】

陶芸窯については、余丁町小学校に整備したものです。こちらは、陶芸窯が故障したため更新したということになります。

整備における優先付けについては、毎年度、全小・中学校に対し、高額なものから10万円程度のものまで、学校に配当する予算で購入できないような物品等の更新の希望をとり、全ての物品等の状況について区で検査をしています。検査の結果に基づいて優先順位を付けた上で、学校側にも説明して整備を進めている形になります。また、年度途中で故障してしまったなどの物品等については、緊急対応ということで予算措置をしています。

【委員】

現地視察で新宿中学校に行った際にも質問させていただいたのですが、中学生の修学旅行先が以前から京都、奈良であるということについて、場所の変更は考えていないのでしょうか。

【教育調整課長】

修学旅行の行先については、最終的には各学校で決定しています。また、1年生の段階で3年生になった際の修学旅行先を決定するようなスケジュールとなっています。

京都、奈良については、近年、観光客が非常に多くて、交通の移動手段などに苦慮している状況であるということは認識しているところですが、一定のエリア内に見学できる訪問先が集中的にあるため、教育的な意義という観点から、効率よく学習が進められる場所となっています。

しかし、京都と奈良に限定することなく、ほかの地域での修学旅行を試行的に実施しているところもありますので、校長会においてもそうした取組の情報収集をしながら、今後の修学旅行のあり方について検討していきたいと考えています。

【委員】

例えば、経常事業231「プラスバンド等の充実（小・中学校）」など、各学校に対して様々な支援を実施していると思います。物品や備品などの物だけでなく、支援員等の配置なども含めて、ハード面、ソフト面の両面とも学校ごとの差が出ないような配慮はしているのでしょうか。

【学校運営課長】

まず、ハード面から説明させていただきます。

経常事業231「ブラスバンド等の充実（小・中学校）」についてですが、平成12年度にブラスバンドの楽器を全小・中学校に一度配備しています。そのような中で、更新の時期を迎えたものや老朽化したものについて、楽器の状況を確認した上で、更新が必要なものを選定して整備を進めています。

各学校のハード面の整備は、できる限り均等に実施できるよう取り組んでいるところですが、建替えにより新校になった学校や大規模校で備品を多く必要とする学校などについては、整備されている備品類等に差異が生じてきている状況です。

【教育指導課長】

次に、ソフト面について説明させていただきます。

教員の配置については、異動のタイミングで各学校の校長にヒアリングを行い、学校の課題に応じた教員を区で掌握した上で、東京都教育委員会に伝えているという状況です。必ずしも必要とする教員が配置されるというものではありませんが、学校の求めている教員像になるべく合致するような形での配置を進めているところです。また、学習指導支援員等の配置をする際には、希望教科などの学校側のニーズも受けながら、それに応じる形での配置ができるようにしています。

学校ごとの均一的な質的なレベルということについては、なかなか検証は難しいところではありますが、学校の課題やニーズに応じた形での配置ということを重視して進めているところです。

【教育支援課長】

教員以外の人的スタッフについては、各学校にスクールスタッフを配置しており、各学校では校長がスクールスタッフを選任しているという状況です。クラブ活動、部活動、教科におけるティームティーチングなどの事業支援についても、地域の方を中心としたスクールスタッフの協力により支援していく体制をとることで、人的なサポートについても学校のニーズに応じて確保できるよう取り組んでいるところです。

【部会長】

関連してですが、経常事業242「スクール・コーディネーターの活動」については、負担が加重なのではないかという意見も委員の中から出ていたと思います。この点について、質問はありますか。

【委員】

経常事業取組状況シートには、簡潔な活動内容の記載のみとなっており、区として、スクール・コーディネーターの実態をきちんと把握できているのか疑問に思います。スクール・コーディネーターの方は本当に多様な場面で活動されていて、経常事業取組状況シートに記載されていないような場面でも活躍されていると思うのですが、その点はしっかりと把握できているのでしょうか。

【教育支援課長】

スクール・コーディネーターの方には、本当に熱意により支えていただいているということを日々実感しているところです。週1回程度担当校に訪問し、総合学習の教育課程活動への支援やクラブ活動への地域人材の紹介など、様々な支援をしていただいています。スクール・コーディネーターの負担があまり重くならないよう、スクール・コーディネーターと地域協働学校運営協議会とで協力して取り組んでいる学校も多くあります。地域と学校と家庭を支えるという点においては、スクール・コーディネーターと地域協働学校の役割は、似通っている部分があります。コーディネートや具体的な支援など、スクール・コーディネーターと地域協働学校で連携し、役割分担を進めながら、地域と学校と家庭がうまくつながるよう取組を進めています。

また、スクール・コーディネーターとの定例会を年9回実施しており、その中で、教育長との意見交換会も行っています。日々感じていることなどのご意見も参考にしながら、今後の区の取組にも反映させていきたいと考えています。

【委員】

とはいえ、スクール・コーディネーターが果たしている役割が非常に大きいということは、日頃から実感しています。その活動を見ていると、活動に対する評価はされていると思いますが、対価が低過ぎるのではないかと感じています。

スクール・コーディネーターは区の非常勤職員という位置付けですので、報酬が決まっています。しかし、活動内容を報酬から考えても、とてもボランティア要素が強いスタッフなのではないかと思っています。報酬の部分の評価が、週1回程度担当校を訪問して職員室に在籍することをもって非常勤職員の仕事である捉えているのであれば、やはりその活動をきちんと認めていないのではないかと感じてしまいます。熱意に基づく活動ということに期待するだけでなく、その働きをもっと評価した報酬をきちんと支払うべきではないかと思っています。

【教育支援課長】

ご意見ありがとうございます。

スクール・コーディネーターの報酬については、現在は非常勤職員の位置付けになっており、ほかの職とのバランスということもあります。位置付け等についてはご意見を踏まえさせていただいて、今後の検討材料にさせていただきたいと思っています。

【部会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

経常事業については全て質問させていただきましたので、振り返りという形で質問させていただければと思います。

計画事業25「一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進」にかかわってくる内容ではないかと思っています。先日の中野中学校の現地視察の中で、LGBTの生徒への対応についてどのように考えているのかということを質問させていただきました。校長先生にお答えいただきま

したが、例えば、制服のユニバーサルデザインの導入、男女別の名簿を五十音順にするなど、一定の配慮しているとお答えがありました。

特に中学生は、自分の性のあり方についての認識が具体的に出てくる時期です。区として、L G B Tの生徒を特別な配慮が必要な生徒として捉えているのか、または多様性の中の一つのパターンとして捉えられているのか、また、どのような配慮が必要になると認識しているのかということを含めて、教えてください。

【教育指導課長】

L G B T等への対応や配慮については、人権尊重教育推進委員会の平成30年度のテーマとして議論したところです。その結果として、中学校段階における具体的な配慮の場面、小学校段階における具体的な配慮の場面、幼稚園段階における具体的な配慮の場面という形で、校種ごとに配慮すべき内容等をリーフレットにまとめました。そのリーフレットを令和元年4月に各学校に配布しましたので、基本的には、リーフレットに掲載された内容を基に各学校が取組を進めているという現状です。

例えば、制服等については、これまでもパンツルックの着用の相談があった場合には認めているケースもありました。今後は、制服を選択できるということを積極的に学校側からアナウンスしていくということとしています。

また、L G B Tということについては、まず、学校の教員が良き理解者である必要があると思います。そのため、相談しやすい体制を構築していくことが第一だと考えています。特別な配慮が必要かという点については、ケース・バイ・ケースだと思います。状況によっては、特別な配慮を要する場面も出てくるかとは思いますが、基本的には、一人の人として尊重していくということを大事にしながら対応しています。

【委員】

性の多様性ということについて、教育の中で何か行う予定はあるのでしょうか。

【教育指導課長】

中学2年生、3年生の道徳の授業の中で扱っています。また、小学校においても、保健の授業の中で取り上げることもあります。アプローチの仕方については、置かれている状況によって様々あると思いますが、多様性というところを十分捉えながら取り組んでいるという状況です。

学校の中では、道徳の授業や保健体育の授業が一つのきっかけになってくると思います。ただ、それらの授業だけに限らず、学校教育全体を通して、一人ひとりを大事にしていこうというところが柱としてあると考えています。

【部会長】

ほかに質問はよろしいでしょうか。

では、改めて、施策全体を見通すというところを確認しておきたいと思います。本個別施策は、11の計画事業により構成されているものです。施策の全体像を構造的に理解していくに当たって、質問したいと思います。

本日は、教育委員会事務局の皆様に出席いただいています。教育調整課、教育指導課、教育支

援課、学校運営課という四つの課がありますが、それぞれの役割分担というものを教えてください。

【教育調整課長】

それぞれの事業がどのような施策体系でつながっていくのかということについては、「新宿区教育ビジョン（平成30（2018）年度～平成39（2027）年度）」の28、29ページをご覧ください。新宿区教育委員会では、10年間を通した取組の施策体系を示しています。「新宿区教育ビジョン」においては、「3つの柱」に向かって「10の施策」、27の「取組の方向性」、78の「個別事業」を組み合わせる取り組みをしています。

教育委員会事務局における四つの課の役割分担についてです。教育指導課は、学校での教育課程内での取組、主に教員の授業や指導などを中心に担っています。また、教育課程外の活動やICTの活用など、現在は教育支援課が担っている役割についても、もともとは教育指導課が担っていました。しかし、時代の変化に応じて教育指導課の所掌範囲が広くなり、全体を見渡すことが難しい状況となったため、教育指導課の負担軽減を目的に、教育支援課を新たに設置したという経緯があります。

あわせて、以前は、教育委員会事務局の中に施設課という施設全般の運営を担っている課がありましたが、教育支援課を設置した際に、施設課を廃止して、学校運営課を設置しました。そのため、それまで施設課が行っていた業務である学校の施設、整備に関するものを中心に、現在は学校運営課が担っているという状況です。

教育調整課は、全体を俯瞰し、新たな教育課題等に対する取組を円滑に進められるよう調整する役割を担っています。また、他課に属さない新たな取組が出てきた場合には、まず教育調整課がその調整、整理を行います。

【部会長】

ありがとうございます。

では、施策全体についての質問がある方はお願いします。

【委員】

第2部会においても、評価作業に当たっては、部会長より「新宿区教育ビジョン&平成31（2019）年度 主要事業」というリーフレットを参考にして、体系的に新宿区の教育を理解するようにというお話をいただきました。理解するための努力はしていますが、教育ビジョンの施策体系の全体像をきちんと理解して、事業とのつながりを理解するということは、やはり難しい作業であると個人的に感じています。

そのようなことを考えていた上で、先程、施策評価についての説明をいただきましたが、とても丁寧に良くまとめられたので、私からの質問は特にありません。

これから外部評価をまとめていくことになりますが、教育ビジョンの理解を深めるとともに本個別施策においてどのような事業が行われているのかということを改めて確認し、外部評価の意見につなげていきたいと感じています。

【部会長】

私も、他自治体において教育ビジョンの作成に関わったことがあります。その時の経験からすると、ビジョンの作成に当たっては、大きな柱から検討した個別の事業と現在ある細かな事業との整合性を図りながら体系化するという作業が、非常に大変だったのではないかと思います。

一方で、体系化していくことで新たな事業を考える、足りていない部分が見えてくるということもあるかと思います。「新宿区教育ビジョン」を作成したことでの感想など教えていただければと思います。

【教育調整課長】

現在、どこの自治体も第2期の基本計画の策定という形になっています。

「新宿区教育ビジョン」の110、111ページをご覧ください。「個別事業（平成28年度～29年度）との関連表」として、第1期教育ビジョンと第2期教育ビジョンの関連表を掲載しています。このような事業の整理をスタートとして、必要な取組である継続事業、新たな時代に必要なとなった新規事業、既に目的を達成した終了事業など、一定の整理をした上で、今回の教育ビジョンを策定しました。

この教育ビジョンは、今後の取組の方向性を示すものであり、年度別の計画については、実行計画の内容をそのまま落とし込んであります。そのため、取組の実現に向けては、計画事業や経常事業の見直しが必要になってきます。

教育ビジョンと実行計画とが同じ歩みをとっていけるつくりとすることで、教育ビジョンの方向性、考え方の下、より実現性の高い計画を策定できると考えています。最終的には教育ビジョンに立ち戻るということを基本に、今後10年間、「新宿区教育ビジョン」を基に取組を進めていきたいと考えています。

【部会長】

ありがとうございます。

委員の皆様からの質問はよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日のヒアリングを終了したいと思います。

（所管課 退席）

【部会長】

残りの時間で振り返りを行いたいと思います。全部で3回のヒアリングを通しての感想やご意見などがありましたらお願いします。

では、私の感想を述べたいと思います。平成30年度から施策評価ということを行い、所管課や区としてどのようなコンセプトを持って取り組んでいるのかという点についての理解が、平成30年度はあまり意識できていなかったように思います。その上で、令和元年度の評価テーマでもある学校教育については、自分では理解した気になっているからこそ、体系としてどのようなになっているのかということを理解しないと、簡単に評価できないのではないかと感じたのが、

今回の外部評価ではないかと思います。

そのことが、施策評価ということの意味なのではないかを感じているところではありますが、評価対象として非常に手ごわかったという素直な感想を持っています。大きな体系がある中で、中身まで捕まえるのは大変だと感じているところです。

ほかにはよろしいでしょうか。

ヒアリングだけに限らず、現地視察、何よりも皆様の日々の取組と観察ということを踏まえて、厳しくも温かく外部評価の意見を作成していくことが何よりではないかと思います。

それでは、本日はこれで閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>